

令和 7 年度

第 2 回

三木市国民健康保険運営協議会

令和 8 年 1 月 29 日

三木市市民生活部 保険年金課

目 次

令和 7 年度 国民健康保険事業状況	1～12
令和 7 年度 国民健康保険特別会計決算見込み	13～14
令和 8 年度 国民健康保険事業について（案）	15～20
令和 8 年度 国民健康保険特別会計予算（案）	21～22

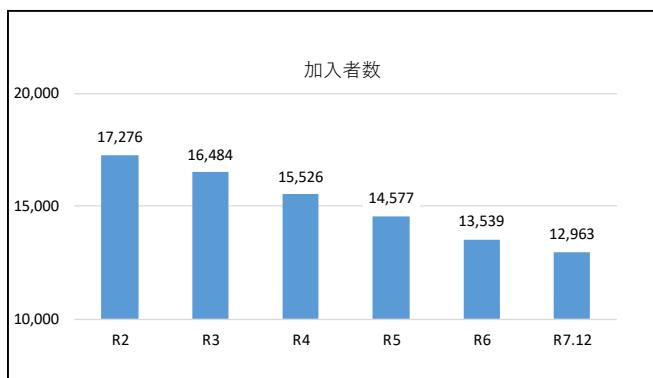
令和7年度 国民健康保険事業状況

I. 加入状況

令和7年12月末時点の国民健康保険の加入者は、市全人口の約18%、市全世帯数の約25%となっています。国保加入者の年齢別では、60歳から75歳未満で約57%であり、高齢受給者証の対象となる70歳以上は約31%です。

(1) 三木市国民健康保険加入状況 (各年度末現在)

年度	総 数		国保加入者		国保加入率 %		国保加入伸び率 %	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	△1.05%	△2.43%
R3	34,250	75,233	10,606	16,484	31.0	21.9	△3.35%	△4.58%
R4	34,459	74,411	10,132	15,526	29.4	20.9	△4.47%	△5.81%
R5	34,700	73,656	9,686	14,577	27.9	19.8	△4.40%	△6.11%
R6	34,983	72,738	9,197	13,539	26.3	18.6	△5.05%	△7.12%
R7 12月	35,099	72,283	8,897	12,963	25.3	17.9	△3.26%	△4.25%



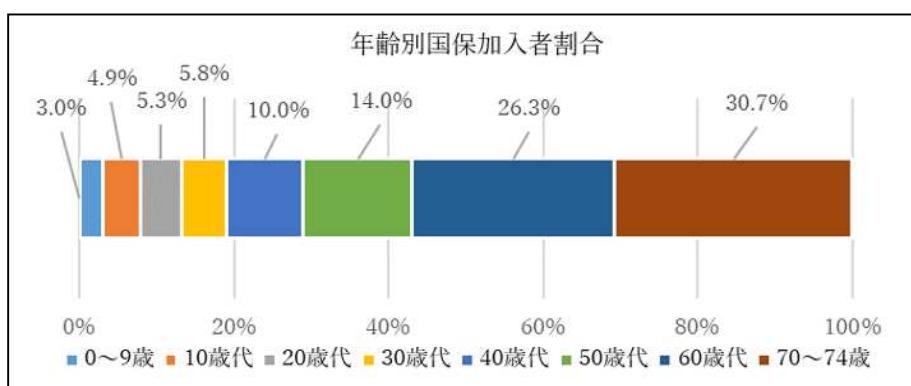
定年後の継続雇用の拡大や、75歳を迎えて後期高齢者医療制度への移行が増えています。また、令和6年10月からは被用者保険の加入要件が更に緩和されたことなどから、国保加入者は年々減少しています。

(2) 年齢別加入状況

令和7年12月末現在

年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~74	合計
加入者数	391	629	681	752	1,303	1,818	3,408	3,981	12,963
割合	3.0%	4.9%	5.3%	5.8%	10.0%	14.0%	26.3%	30.7%	100.0%

※加入者数は遡って資格得失した方を含むため、公表している数とは一致しない。



2. 保険税の状況

(1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

区分 年度	保 険 税 収 納 額 (千円)	一 世 帯 当 た り 保 険 税 収 納 額 (円)	一 人 当 た り 税 収 納 額 (円)	% 対前年比	% 収納率
R3	1,415,665	129,782	82,869	100.6	95.1
R4	1,566,986	150,267	97,123	117.2	94.3
R5	1,446,067	145,494	95,690	98.5	93.9
R6	1,421,726	150,862	101,255	105.8	94.0
R7 12月	970,762	107,171	73,265	-	66.6

(2) 一人当たり保険税額（当初賦課時点）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
保険税額 (円)	86,328	101,592	99,807	104,877	107,805

北播磨 5 市の比較（令和 7 年度当初賦課）

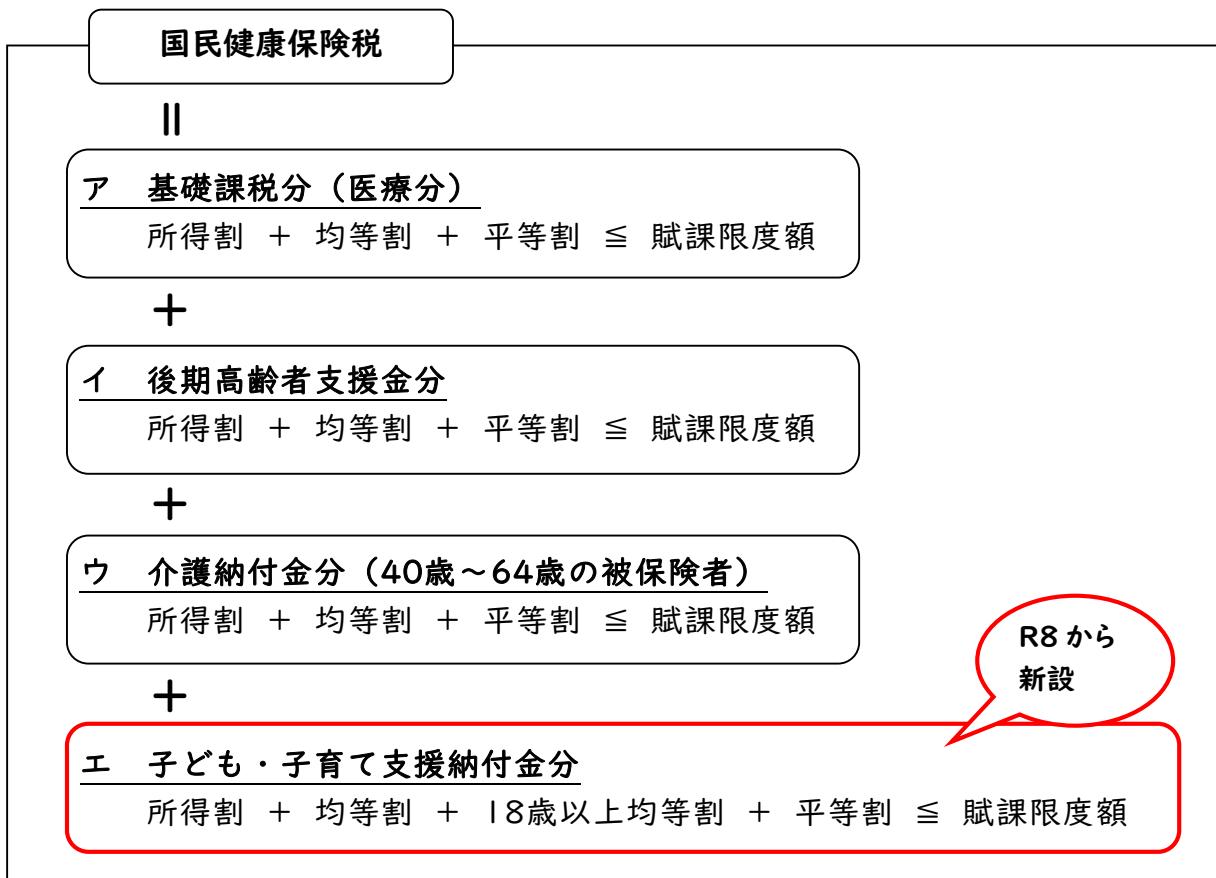
区 分	三 木 市	小 野 市	加 西 市	加 東 市	西 脇 市
医療分	所得割	7.30%	7.60%	7.00%	7.42%
	均等割	32,000円	30,000円	27,000円	32,000円
	平等割	20,000円	22,000円	18,500円	20,500円
後期支援分	所得割	3.00%	2.90%	2.80%	3.02%
	均等割	13,000円	11,000円	9,000円	12,800円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円	8,300円
介護納付金分	所得割	2.60%	2.60%	2.70%	2.62%
	均等割	14,000円	12,500円	10,000円	13,500円
	平等割	7,000円	6,500円	7,000円	6,700円
一人当たり調定額	107,805円	107,357円	100,863円	113,573円	106,389円
●税額（前年所得300万円 被保険者数3人（父(40歳以上)、母(40歳未満)、小学生1人）の場合）					
年税額	515,500円	508,600円	472,600円	518,700円	504,500円

令和 7 年度の三木市の税率は県の示す標準保険税率と同水準となっています。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税分の新設（令和8年度から新設）

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、国は、令和8年度から、こどもや子育て世帯を、全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、児童手当や育児期間中の国民年金保険料免除などに係る支援納付金の対象費用を医療保険者から徴収することとなりました。

地方税法の改正により、国保税においては「子ども・子育て支援納付金課税」を追加することとなり、国民健康保険税条例の改正を行う必要があります。（令和8年3月議会に上程予定）



※ 令和7年度までは、ア～ウの合計が国民健康保険税額ですが、
令和8年度からは、ア～エの合計が国民健康保険税額となります。

(4) 三木市国民健康保険税率

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(医療分)基礎課税分	所得割	7.60%	7.20%	7.50%	7.30%	※1 7.40%
	均等割	31,000	31,000	32,000	32,000	※1 32,000
	平等割	23,000	20,000	21,000	20,000	※1 20,000
	賦課限度額	650,000	650,000	650,000	660,000	※1 670,000
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%	2.90%	3.00%	3.00%	※1 3.10%
	均等割	10,000	12,000	13,000	13,000	※1 13,000
	平等割	7,500	8,000	8,000	8,000	※1 8,000
	賦課限度額	200,000	220,000	240,000	260,000	260,000
介護保険納付金分	所得割	2.30%	2.70%	2.70%	2.60%	※1 2.70%
	均等割	11,000	14,000	14,000	14,000	※1 14,000
	平等割	6,500	7,000	7,000	7,000	※1 7,000
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
子ども・子育て支援納付金分	所得割	—	—	—	—	※1 0.30%
	均等割	—	—	—	—	※1 1,300
	18以上均等割	—	—	—	—	※1 100
	平等割	—	—	—	—	※1 800
	賦課限度額	—	—	—	—	※1 30,000
一人当たり保険税		101,592	99,807	104,877	※3 107,805	※2 113,000
伸び率		17.70%	▲1.76%	5.08%	※3 2.79%	4.82%
備考		三木市財政健全化計画に基づき改正(R3.12)、限度額改定	納付金の減により再度税率改正	納付金の減・医療費の増などにより再度税率改正	県の示す標準保険税率と同水準となるよう税率改正	県の示す標準保険税率と同水準となるよう税率改正

(※1) 税率改正、基礎課税分の賦課限度額の引き上げ及び子ども・子育て支援納付金分関連項目の追加は、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※2) 令和8年度一人当たり保険税額は、令和6年中の所得により試算したものです。

(※3) 税率は減改正だが、所得の伸び等により一人当たり保険税は増となりました。

- ◆基礎課税分（医療分） 加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるもの。
- ◆後期高齢者支援金分 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費に充てるもの。
- ◆介護保険納付金 40歳から64歳の方にかかる介護保険料分。保険税と合わせて納める。
- ◆子ども・子育て支援納付金分 子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等に充てるもの。保険税と合わせて納める。

(5) 標準保険税率^{※1} (三木市)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.25%	7.14%	7.51%	7.32%	7.38%
	均等割	31,305	30,906	31,935	31,597	32,093
	平等割	20,380	20,025	20,930	20,302	20,638
	賦課限度額	650,000	650,000	650,000	660,000	※2 670,000
後期高齢者支援金分	所得割	2.67%	2.81%	3.01%	3.02%	3.11%
	均等割	11,188	11,811	12,492	12,874	13,432
	平等割	7,284	7,653	8,187	8,272	8,637
	賦課限度額	200,000	220,000	240,000	260,000	260,000
介護納付金分	所得割	2.63%	2.64%	2.71%	2.62%	2.74%
	均等割	13,556	13,845	13,972	13,516	13,980
	平等割	6,731	6,757	6,999	6,639	6,961
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
子ども・子育て支援納付金分	所得割	—	—	—	—	0.29%
	均等割	—	—	—	—	1,292
	18以上均等割	—	—	—	—	59
	平等割	—	—	—	—	824
	賦課限度額	—	—	—	—	30,000
一人当たり保険税		※4 102,000	※4 102,500	※4 104,500	※4 103,400	※3 113,800
伸び率		▲ 6.4%	0.5%	2.0%	▲ 1.1%	10.0%

(※1) 標準保険税率：都道府県が毎年度、厚生労働省で定めるところにより、都道府県内の市町ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値。1月に示される標準保険税率を参考に市町ごとに次年度の保険税率を決定します。

(※2) 基礎課税分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

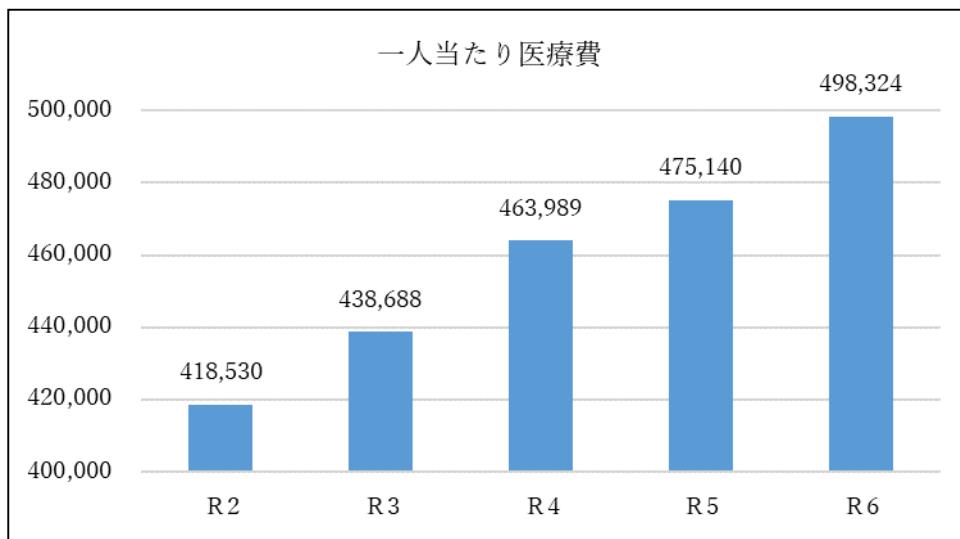
(※3) 令和8年度一人当たり保険税額は、令和6年中の所得により試算したものです。

(※4) N年度の一人当たり保険税額は、N-2年中の所得により試算した時点のものです。

3. 給付状況

(1) 医療費

年度	医療費総額(千円)	伸び率	一人当たり医療費(円)	伸び率
R2	7,379,106	▲5.63%	418,530	▲3.02%
R3	7,494,099	1.56%	438,688	4.82%
R4	7,485,994	▲0.11%	463,989	5.77%
R5	7,180,310	▲4.08%	475,140	2.40%
R6	6,996,961	▲2.55%	498,324	4.88%

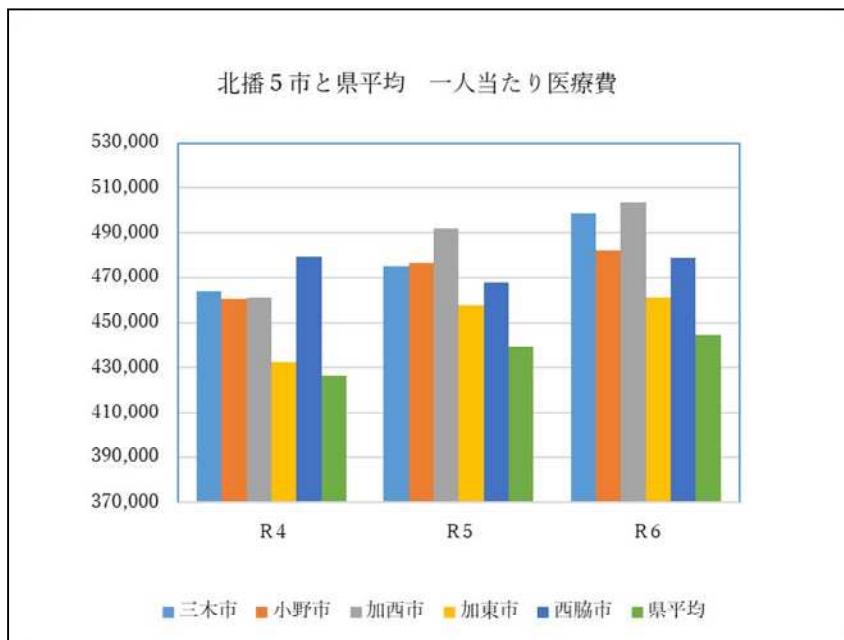


令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えのため医療費は減少しましたが、令和3年度は例年並みの水準に戻り、令和4年度以降も年々伸び続けています。なお、令和6年度の三木市の一人当たりの医療費水準は、県内で5番目の高さとなっています。

(参考) 一人当たり医療費 北播5市と県平均

(単位:円)

年度	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県(市町)平均
R4	463,989	460,679	460,857	432,518	479,401	426,137
R5	475,140	476,568	491,731	457,818	467,364	439,251
R6	498,324	482,069	503,491	460,982	478,677	444,421



近隣市においても、県平均を上回り、令和6年度の北播磨地域は一人当たり医療費が県内で最も高い地域となっています。

4. 財政状況

(1) 決算収支

令和7年度における決算（見込み）

収入総額	8,514,713	千円
支出総額	8,468,922	千円
決算収支	45,791	千円

(2) 決算収支の推移

単位：千円

年度	収入	支出	差引
R3	9,374,723	9,374,723	0
R4	9,009,580	8,923,394	86,186
R5	8,808,440	8,598,808	209,632
R6	8,796,057	8,594,690	201,367
R7(見込)	8,514,713	8,468,922	45,791

R7年度も標準保険税率と同水準の適用税率としており、赤字補てん目的の法定外繰入を行うことなく、黒字決算となる見込みです。

5. 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率（法定報告）

年度	対象者	受診者数	受診率	県平均受診率	
				順位	
R3	12,484人	3,984人	31.9%	32	33.0%
R4	11,506人	4,368人	38.0%	20	34.2%
R5	10,709人	4,266人	39.8%	20	34.1%
R6	9,880人	3,975人	40.2%	19	35.1%

R6年度の受診率40.2%は、前年度の過去最高値を0.4%更新しました。
また、3年連続で県平均受診率を上回りました。

(2) 特定保健指導実施率（法定報告）

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導実施率	県平均実施率	
	対象者	終了者数	対象者	終了者数		順位	
R3	465人	256人	90人	39人	53.2%	8	28.9%
R4	459人	159人	114人	41人	34.9%	23	30.0%
R5	384人	120人	112人	23人	28.8%	27	30.5%
R6	335人	103人	89人	26人	30.4%	28	32.9%

前年度と比較して実施率が1.6%向上しました。健診当日に保健指導を開始する取組みを行ったこと、令和6年度から開始した健康チャレンジプログラムを活用したことにより、実施率が向上しました。

(3) 受診率向上に向けた取組

ア 特定健診受診料の無料化を継続

令和4年度から特定健診の受診料を無料とし、令和7年度も引き続き特定健診受診料を無料としています。

イ 積極的な受診勧奨

従来のハガキによる受診勧奨に加え、電話による受診勧奨を引き続き実施しました。

また、受診率が低い40代・50代の方には、携帯電話番号が分かれる方に対して、SMSによる受診勧奨を行いました（229名）。

ウ 新たなインセンティブ

令和7年10月までの集団健診で特定健診を受診した方には、健診結果に基づいた「健康年齢通知」をお届けします。（令和8年3月中旬発送予定、約1,600名予定）

エ 新たなネット予約システムの運用開始

令和6年10月から、新たな町ぐるみ健診予約システムを導入しました。これまでのネット予約では、希望日までしか選択できず、受診日時の即時決定ができませんでしたが、新たなネット予約システムでは、希望日時まで選択でき、予約完了とともに受診日時が確定できるようになりました。

オ みなし健診

令和2年度から三木市医師会の協力を得て「みなし健診」を開始しました。令和2年度は274名、令和3年度は341名、令和4年度は328名、令和5年度は274名、令和6年度は275名の検査結果の情報提供がありました。令和7年度もKDBシステムを利用し「みなし健診」の対象と思われる方に対してお知らせ通知を発送し、情報提供の依頼をしています。（令和7年10月24日に1,600名に発送）

カ 人間ドック助成事業

病気の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックや脳ドックの施設利用助成をしています。

キ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度から開始した取組ですが、現時点での事業者と協定を締結しています。協定締結事業者とともに、健診の受診率向上に向けて取組を進めています。

※協定締結事業者

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第4地区本部、
兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、
三木市薬剤師会、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケー
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

令和7年5月18日（日）に本協定締結企業とコラボした「みっきい☆健康ミニフェスタ」をコープ志染店で実施しました。

(参考) 令和7年度特定健診の受診状況

受診者数 2,678名 (母数11,199名) 受診率: 23.91%

※受診者数は集団健診(12月実施分まで)と個別健診(11月実施分まで)の計
(参考・令和6年度の同期間の計)

受診者数 3,145名 (母数12,087名) 受診率: 26.02%

(4) 健康チャレンジプログラム (ヘルスアップコース) 事業

メタボリックシンドromeをはじめとした高血圧症などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点的に取り組むため、短期集中でメディカルチェックに基づいた成果の見える保健事業を行いました。

集団健診・個別健診受診者のうち、腹囲が基準値以上の対象者にプログラムへの参加勧奨を行いました。

令和7年度参加者数 60人

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果等から対象者を抽出し、訪問や電話、通知等の方法により、重症化を予防するため受診勧奨を行いました。(10名に実施)

(6) 重複服薬者及び多剤服薬者への保健指導

令和7年1月～3月の3か月間のレセプトデータを元に、重複服薬・多剤服薬となっている者に対し、通知文書を送付、電話や訪問による保健指導を行いました(重複服薬通知送付55名、多剤服薬通知送付378名)。三木市医師会、三木市薬剤師会のご協力のもと、通知文書を医療機関や薬局窓口にお持ちになった方には、服薬指導を実施していました。

(7) 生活習慣病予防事業の実施

町ぐるみ健診(特定健診)は、検査数値等に異常があった場合は、医療機関の受診や特定保健指導を受けることが大切です。

前年度(令和6年度)の町ぐるみ健診受診者のうち、「特定健診受診者で要医療となっているにも関わらず医療機関を受診していない者」について、通知による保健指導(健診事後フォロー)を行いました。

(445名に実施)

(8) みっきい☆健康アプリの活用

健康づくりを行いながら、デジタル社会に慣れ親しんでいただくための「みっきい☆健康アプリ」。令和8年1月4日時点の登録者数は、8,970名となっています。（令和7年度目標登録者数8,500名：令和7年8月達成）



令和7年度の三木市獲得ポイント上位10名（男性5名、女性5名）には、市長表彰を授与するとともに、「みっきい☆健康アプリ」オリジナルカップを贈呈します。

自らの健康に興味を持つきっかけづくりとして、3か月後の目標体重に向けて取り組む「みっきい☆健康チャレンジ」を令和7年10月から12月まで実施しました。

また、事業開始から3年目を迎えるにあたり、事業の評価を行うために兵庫県立大学看護学部と「データを活用した健康保持・増進行動の推進に関する協定」を10月16日に協定締結しました。令和7～8年度に健康アプリ内データを活用して評価分析を実施し、今後の健康アプリ事業について検討を行います。それにあわせて、健康アプリ利用者の意識調査アンケートを12月から1月に実施し、今後の健康づくり施策やサービス向上のための参考とします。

※18歳以上の三木市民を対象とした事業です。

※国保加入者以外の市民も対象となることから、予算は一般会計で計上しています。

※みっきい☆健康チャレンジの内容

3か月後（令和7年12月末）の目標体重を設定し、目標体重をクリアした方に、100ポイントを付与するもの。期間中、ひと月に15日以上の体重の入力が必要。1,327名が参加しました（昨年度は1,577名）。

6. 資格確認書等の運用について

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、健康保険証の新規発行は終了しました。

国民健康保険では、令和7年7月31日で全ての方の健康保険証が使用できなくなったため、一斉更新において、資格確認書又は資格情報のお知らせを送付しました。

(1) 資格確認書

従来の健康保険証に代わるもので、マイナ保険証を保有していない方に発行します。有効期間は保険証と同様の1年間。医療機関で提示することで保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方には、申請なしで発行します。

(2) 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を保有している方に発行します。保険資格情報のお知らせであり、このお知らせだけでは保険診療を受けることができません。保険診療を受けるためには、マイナ保険証を医療機関のカードリーダーにかざす必要があります。

令和7年度は移行後初めての発行であったため全被保険者に送付しましたが、今後は、70歳以上の方には毎年発行、70歳未満の方には資格情報が変わった時にのみ発行します。

(3) マイナ保険証の保有状況（令和7年10月診療時点）

加入者数 13,134名

マイナ保険証登録者数 9,366名

→ マイナ保険証保有率 71.3%

7. その他

(1) 口座振替の推進

口座振替による納付を推進するため、令和7年10月31日に、4,173世帯に口座振替勧奨文書を送付しました（既に口座振替の世帯や、年金特徴世帯は除く）

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳入）

(単位：千円)

科 目		令和6年度 決算額 (A)	令和7年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由
国民健康保険税		1,497,829	1,423,944	△ 73,885	被保険者数減
補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,478	146	△ 3,332	
県補助金	普通交付金	6,092,705	6,000,817	△ 91,888	被保険者数の減
	保険者努力支援分	41,521	32,190	△ 9,331	国予算の市配当規模の縮小
	特別調整交付金分	57,280	46,358	△ 10,922	結核精神医療費の減による交付金減見込
	県繰入金2号分	205,981	140,000	△ 65,981	がん検診受診率等の減による
	特定健診負担金	13,894	14,496	602	
	小計	318,676	233,044	△ 85,632	
	計	6,411,381	6,233,861	△ 177,520	
繰入金	一般会計繰入金（法定内）	616,646	611,079	△ 5,567	被保険者数の減
	一般会計繰入金（法定外）	36,343	15,000	△ 21,343	保健衛生事業繰入を止める。福祉医療波及分繰入を1/2にする。
	基金繰入金	0	18,353	18,353	一般会計借入金の返済財源
	計	652,989	644,432	△ 8,557	
繰越金		209,632	201,367	△ 8,265	R6年度決算剰余金
その他の収入		20,748	10,963	△ 9,785	
合計		8,796,057	8,514,713	△ 281,344	

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳出）

(単位：千円)

科 目	令和6年度 決算額 (A)	令和7年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由
総務費	114,307	119,958	5,651	人件費の増等
保 険 給 付 費	療養給付費	5,135,049	5,100,000	△35,049
	療養費	41,745	42,000	255
	小計	5,176,794	5,142,000	△34,794
	高額療養費	849,243	820,500	△28,743
	出産育児諸費	10,815	18,510	7,695
	葬祭費	4,700	5,500	800
	移送費	0	20	20
	結核医療附加金	7	50	43
	小計	6,041,559	5,986,580	△54,979
	審査支払手数料	14,680	14,515	△165
	計	6,056,239	6,001,095	△55,144
国民 健 康 保 険 事 業 費	医療費分	1,467,312	1,410,906	△56,406
	後期高齢者支援金等分	496,383	472,190	△24,193
	介護納付金分	169,182	156,481	△12,701
	計	2,132,877	2,039,577	△93,300
保健事業費	63,104	73,149	10,045	保健事業の拡充
積立金	178,243	162,642	△15,601	R6黒字分を基金に積立て（返還金精算後分）
その他の支出（返還金等）	49,920	72,501	22,581	
前年度繰上充用金	0	0	0	R3年度までの累積赤字はR3年度末に解消済
合計	8,594,690	8,468,922	△125,768	
歳入歳出差引	201,367	45,791	△155,576	

令和8年度国民健康保険事業について(案)

令和4年度以降、令和3年11月に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、①県の示す標準保険税率と同水準の適用税率とすること、②特定健診の受診率向上等により、県交付金をより多く獲得することなどに取り組んだ結果、赤字会計から脱却し、安定した財政運営を行うことができています。令和8年度においても、引き続き財政状況を注視し、再び赤字とならないよう取り組んでいきます。

マイナ保険証については、被保険者の登録率は約71.3%、利用率は約69.7%（令和7年10月診療分）となっています。また、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を発行しますので、引き続き、安心して保険診療を受けていただくことができます。市としても、様々な機会で周知を続けていきます。

I 国民健康保険税条例の改正

(1)改正の理由

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、地方税法も改正され、令和8年度から、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を賦課することになります。それに伴い、国民健康保険税条例の一部改正を行います。

また、三木市国民健康保険財政健全化計画期間は終了しましたが、計画には、計画期間以降も三木市適用税率を県の示す標準保険税率と等しくなるように毎年見直すことを記載しており、令和8年度の適用税率についても、県が示す標準保険税率と同水準となるようにします。令和7年度と比較して、県全体の一人当たり給付費の増等を見込んでいるため、一人当たり納付金額が増えていること、また、子ども・子育て支援納付金が新設されることから、令和7年度と比較して、税率が上がる改定となります。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税分に係る賦課限度額の引き上げ及び子ども・子育て支援金分に係る賦課限度額を新設するとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準についても引き上げます。

(2)改正の内容

ア 税率改正

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R8適用①	7.40	32,000	20,000	3.10	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000
子ども・子育て支援納付金分					合計 ()内は子ども分抜き				
所得割	均等割	18以上 均等割	平等割	所得割	均等割	平等割			
0.30	1,300	100	800	13.5 (13.2)	60,400 (59,000)	35,800 (35,000)			

(参考)標準保険税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R8標準②	7.38	32,093	20,638	3.11	13,432	8,637	2.74	13,980	6,961
R8適用①	7.40	32,000	20,000	3.10	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000
差(①-②)	0.02	▲93	▲638	▲0.01	▲432	▲637	▲0.04	20	39
子ども・子育て支援納付金分					合計 ()内は子ども分抜き				
所得割	均等割	18以上 均等割	平等割	所得割	均等割	平等割			
0.29	1,292	59	824	13.52 (13.23)	60,856 (59,505)	37,060 (36,236)			
0.30	1,300	100	800	13.5 (13.2)	60,400 (59,000)	35,800 (35,000)			
0.01	8	41	▲24	▲0.02 (▲0.03)	▲456 (▲505)	▲1,260 (▲1,236)			

(参考)令和7年度適用税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R7適用③	7.30	32,000	20,000	3.00	13,000	8,000	2.60	14,000	7,000
R8適用①	7.40	32,000	20,000	3.10	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000
差(①-③)	0.10	0	0	0.10	0	0	0.10	0	0
子ども・子育て支援納付金分					合計 ()内は子ども分抜き				
所得割	均等割	18以上 均等割	平等割	所得割	均等割	平等割			
-	-	-	-	12.9 (12.9)	59,000 (59,000)	35,000 (35,000)			
0.30	1,300	100	800	13.5 (13.2)	60,400 (59,000)	35,800 (35,000)			
0.30	1,300	100	800	0.6 (0.3)	1,400 (0)	800 (0)			

※ 一人当たりの賦課額

令和7年度 107,805円

令和8年度 113,000円(約4.8%の増)

イ 賦課限度額

項目	現行	改正後
基礎課税分	66万円	67万円(+1万円)
後期高齢者支援金分	26万円	改正なし
介護納付金分	17万円	改正なし
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円(新設)

ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +30万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +31万円×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +56万円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +57万円×被保険者数

2 保健事業の充実強化

疾病の早期発見・早期治療につながり、加入者の健康的な生活を実現するためには健診の受診率向上は重要です。令和6年度法定報告値においても、特定健診受診率は、令和5年度の過去最高数値を更に更新しました。また、県平均も引き続き上回る数値となり、受診率向上に向けた取組が、着実に結果に結びついていると評価しています。

令和8年度の目標受診率は、第4期三木市特定健康診査等実施計画において、44.5%とされています。引き続き特定健診受診率の向上に向けた取組を行います。受診率の向上は、早期発見・早期治療により増え続ける医療費を少しでも抑えることや、県補助金の増額にもつながり、国保財政においても重要です。

(1) 特定健診受診率向上に向けた取組み

- ① 特定健診受診料の無料化を活かした受診勧奨
- ② 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- ③ 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- ④ 「みなし健診」制度の更なる周知・活用
- ⑤ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- ⑥ 特定健診受診のインセンティブとして、10月までの集団健診受診者に対して、健診結果に基づいた健康通知を送付
- ⑦ 人間ドック助成事業を継続

(2) 保健事業の取組み

- ① 特定保健指導実施率向上に向けた取組みの継続
- ② 「みっきい☆健康アプリ」を活用した健康づくりの推進
- ③ 町ぐるみ健診受診後、要医療等となっているにも関わらず、医療機関を受診していない者への受診勧奨
- ④ 一般保健事業（健康相談、健康教育等）
- ⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- ⑥ 重複・多剤服薬者に対する通知の送付や保健指導の実施
- ⑦ 健康チャレンジプログラム（ヘルスアップコース）事業の継続実施

3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要です。現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、財政健全化計画に基づき目標数値を定めて取り組みます。

また、財産があるにも関わらず、納付相談等の呼びかけを再三行っても納付に応じない世帯には、差押え等の滞納処分を引き続き実施します。

【収納率の目標（括弧内は実績）】

（単位：%）

区分	R2 (参考)	R3 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	95.1	94.5 (94.3)	94.6 (93.9)	95.0 (94.0)	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	19.9	22.0 (19.6)	22.5 (18.0)	23.0 (24.2)	24.0	25.0

4 納税環境の整備

(1) 口座振替

被保険者の方にとって、口座振替は、納期ごとに納付に出向く必要がなくなり、納付忘れの心配がなくなります。また、保険者にとっても、収納率の向上が見込めるため、口座振替による納付を原則として、申込の勧奨を行います。

5 兵庫県の示す統一保険税率の適用について

兵庫県では、同一所得・同一保険料を目指し、令和4年度以降、個別公費や個別経費の相互扶助を段階的に実施してきました。

現在、兵庫県の示す標準保険税率は、市町ごとの率となっています。しかし、令和9年度以降は、統一保険税率のみが提示されることとなります。統一保険税率の適用は、原則令和12年度までに行うこととなっています。令和9年度から11年度は移行期間とされており、市町の財政事情等を勘案し、独自税率とするか、又は統一保険税率を適用するかの判断が必要になります。

三木市においては、これまでも県の示す標準保険税率と同水準の適用税率とする方針としていますが、統一保険税率の適用については、令和7年度の決算状況等も加味しつつ、検討を進めます。

6 結核医療付加金について

兵庫県では、保険税率の統一にあたり、市町が提供するサービス水準の統一について議論を行っています。

その中で、任意給付としている「結核医療付加金」及び「精神医療付加金」については、令和9年度から廃止することとなりました。(三木市は「結核医療付加金」のみ実施しています。)

結核医療付加金を廃止する理由は、①結核の罹患率、死亡率、死因順位は、全国的に低下している。②結核患者の罹患状況については後期高齢者の比率が高くなっているが、当該世代を対象とする兵庫県後期高齢者医療制度においては、制度創設当初から同様の付加金制度を実施していないなど、制度間の衡平性を欠いている。③全国レベルでも実施団体は少数である(204市町村/1,718市町村(R4))。ためです。

廃止にあたっては、国民健康保険条例の改正が必要になります。

(国民健康保険条例)

第12条の2 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2の規定により医療を受けたときは、その医療に要する費用については、結核医療付加金として一部負担金相当額を支給する。

7 その他

(1) 高額療養費の改正

現在、国において、令和8年8月診療分からの高額療養費の見直しを検討しています。変更に際しては、国の通知に従い適切に対応します。なお、本件は国民健康保険法の改正により適用されるため、条例改正等はありません。

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和7年度		令和8年度		前年対比 (B) / (A)
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	
	国民健康保険税	1,382,658	17.2%	1,447,711	17.3%	104.7%
補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%
県補助金	普通交付金	5,759,973	71.4%	6,020,036	71.8%	104.5%
	保険者努力支援分	34,118	0.4%	39,526	0.4%	115.9%
	特別調整交付金分	46,358	0.6%	52,647	0.6%	113.6%
	県繰入金 2号分	161,690	2.0%	156,585	1.9%	96.8%
	特定健診負担金	13,998	0.2%	13,998	0.2%	100.0%
	小計	256,164	3.2%	262,756	3.1%	102.6%
計		6,016,137	74.6%	6,282,792	74.9%	104.4%
繰入金	一般会計繰入金（法定内）	591,236	7.3%	604,624	7.2%	102.3%
	一般会計繰入金（法定外）	36,252	0.5%	15,000	0.2%	41.4%
	財政調整基金繰入金	18,353	0.2%	19,000	0.2%	103.5%
	計	645,841	8.0%	638,624	7.6%	98.9%
繰越金		1	0.0%	1	0.0%	100.0%
その他の収入		18,362	0.2%	18,871	0.2%	102.8%
合計		8,063,000	100.0%	8,388,000	100.0%	104.0%

令和8年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）（歳出）

（単位：千円）

科 目	令和7年度		令和8年度		前年対比 (B) / (A)
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	
総務費	122,769	1.5%	138,690	1.7%	113.0%
保 險 給 付 費	療養給付費	4,905,887	60.8%	5,117,953	61.0% 104.3%
	療養費	39,505	0.5%	42,692	0.5% 108.1%
	高額療養費	772,264	9.6%	818,249	9.7% 106.0%
	出産育児諸費	22,510	0.3%	22,510	0.3% 100.0%
	葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1% 100.0%
	移送費	20	0.0%	20	0.0% 100.0%
	結核医療附加金	50	0.0%	50	0.0% 100.0%
	審査支払手数料	14,515	0.2%	13,316	0.2% 91.7%
計		5,760,251	71.5%	6,020,290	71.8% 104.5%
國 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医療費分	1,410,906	17.5%	1,414,185	16.9% 100.2%
	後期高齢者支援金等分	472,191	5.9%	470,214	5.6% 99.6%
	介護納付金分	156,481	1.9%	161,579	1.9% 103.3%
	子ども・子育て支援納付金分	—	—	43,844	0.5% 皆増
	計	2,039,578	25.3%	2,089,822	24.9% 102.5%
保健事業費		82,490	1.0%	80,930	1.0% 98.1%
その他の支出（返還金等）		37,912	0.5%	38,268	0.4% 100.9%
予備費		20,000	0.2%	20,000	0.2% 100.0%
合計		8,063,000	100.0%	8,388,000	100.0% 104.0%